

## Contents

- 1 【メキシコ】消費者保護法の概要
- 2 【韓国】重大災害処罰法
- 3 【インド】2019 年個人情報保護法案に関するアップデート(同法案に関する両院委員会報告書の提出)

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

## 1. 【メキシコ】消費者保護法の概要

### 1. メキシコの消費者保護法

メキシコの主要な消費者保護のための法律としては、連邦法である *Ley Federal de Protección al Consumidor* (以下「消費者保護法」又は「法」とする。)と州の民法<sup>1</sup>等がある。また、メキシコ公式規格(*Normas Oficiales Mexicanas* (NOMs))と呼ばれる技術規格も、表示についてのルールを定めている。

消費者保護法の目的は、消費者(*Consumidor*)の権利等を促進及び保護し、サプライヤー(*Proveedor*)と消費者の間の公平性、確実性及び法的安全性を追求することにある<sup>2</sup>。

消費者保護法には 2006 年からいわゆる施行規則にあたる規則が存在したが、2019 年 12 月、かかる旧規則を廃止し、新たな規則の制定として、*Reglamento de la Ley Federal de Protección al Consumidor*(以下「消費者保護規則」又は「規則」とする。)が制定された。

以上を踏まえ、本稿では消費者保護法の全体像、管轄当局及び主要なルールの概要を紹介する。

### 2. 消費者保護法の全体像

消費者保護法は全 143 条で構成され<sup>3</sup>、15 章に分かれている。具体的には各章は下記のとおりである。

<sup>1</sup> メキシコにおいては、各州が制定する民法において、製造物責任や瑕疵担保責任を含む民事責任が規定されている。

<sup>2</sup> 法 1 条 3 文

<sup>3</sup> 但し、136 条から 143 条までは削除されている。

- 第 1 章：通則規定(目的、定義等)
- 第 2 章：管轄当局
- 第 3 章：情報・広告に関する規制
- 第 4 章：宣伝等に関する規制
- 第 5 章：訪問販売等に関する規制
- 第 6 章：サービス提供に関する規制
- 第 7 章：信用業務に関する規制
- 第 8 章：不動産取引についての規制
- 第 8 章の 2：電子的、光学的又はその他の技術を利用して行われる取引における消費者の権利
- 第 9 章：品質保証に関する規制
- 第 10 章：約款に関する規制
- 第 11 章：違反があった場合の処理
- 第 12 章：監督と検証
- 第 13 章：手続規定
  - 第 1 節：基本規定
  - 第 2 節：調停手続
  - 第 3 節：仲裁手続
  - 第 4 節：違反認定手続
- 第 14 章：制裁
- 第 15 章：行政上の救済

なお、消費者保護法及び消費者保護規則のいずれも原典はスペイン語である<sup>4</sup>。現行の消費者保護法及び消費者保護規則に対応した英訳は見当たらない。

### 3. 管轄当局

消費者保護の分野における主な規制当局は、*Procuraduría Federal del Consumidor* (通称「PROFECO」)である。PROFECO は、消費者の権利・利益を促進及び保護し、サプライヤーと消費者との間の公平性と法的安全性を確保する責任を負い、消費者保護法及び消費者保護規則に基づき監督権能を行使する<sup>5</sup>。

また、経済省(*Secretaría de Economía*)は、消費者の利益と権利を支持し促進するために消費者保護政策を決定する<sup>6</sup>。

### 4. 適用範囲

#### (1) 消費者

消費者保護法が保護の対象とするのは、消費者である。消費者は、「エンドユーザーとして商品、製品又はサービスを取得、利用又は享受する自然人又は法人」と定義されている<sup>7</sup>。したがって、法人も規模を問わず消費者として保護の対象となり、例えばエンドユーザーとして零細企業から商品を購入する大企業であっても消費者

<sup>4</sup> 法は、[http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/113\\_241220.pdf](http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/113_241220.pdf) で、規則は、[http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/regley/Reg\\_LFPC\\_191219.pdf](http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/regley/Reg_LFPC_191219.pdf) でそれぞれ原典が閲覧可能である。

<sup>5</sup> 法 20 条第 2 文及び第 3 文

<sup>6</sup> 法 19 条第 1 文

<sup>7</sup> 法 2 条 1 号第 1 文

保護法上は消費者にあたる。また、エンドユーザーに限らず、製造、加工、第三者への商品販売・サービス提供等の過程で商品又はサービスを取得、保存、使用又は消費する主体であっても、消費者に該当する場合がある<sup>8</sup>。

## (2) サプライヤー

消費者保護法の規制に服するのは、主にサプライヤーである。サプライヤーは、「日常的に又は定期的に商品、製品又はサービスを提供し、分配し、販売し、賃貸し、又は使用若しくは享受させる自然人又は法人」と定義されている<sup>9</sup>。

消費者保護法上のサプライヤーに当たるか否かの判断においては、メキシコ国内への影響が考慮される。そのため、たとえメキシコに拠点を持たない日本企業であっても、インターネット等を利用してメキシコ国内の消費者に商品の販売やサービスの提供をしている場合には、サプライヤーに当たりうる。

但し、PROFECO の規制権限はメキシコ国内に限定されているので、メキシコに拠点を持たない企業に対する消費者保護法に基づく執行は考えにくく、メキシコに拠点を持たない企業が PROFECO による制裁を受けた例は見当たらない。もっとも、PROFECO の規制権限が及ばないことを理由に、PROFECO がメキシコに拠点を持たない企業と取引をしないように消費者に呼びかけている点には留意が必要と思われる<sup>10</sup>。

## 5. 主要なルールの概要

以下では、日本企業がメキシコで小売業を営むにあたり注意を払うべき消費者保護法上の主要なルールの一部を紹介する。

### (1) 表示規制

第 3 章と第 4 章では表示に関する規制が定められている。例えば、消費者保護法 32 条は商品等に関連する情報又は広告が真実かつ検証可能であり、明確であり、誤解を生じさせるものではないこと等を要求している。なお、上述のとおり、NOMs と呼ばれる技術規格が、別途表示についてのルールを定めていることにも注意が必要である<sup>11</sup>。

### (2) 責任追及手続

消費者は、消費者保護法に基づくサプライヤーの責任を追及するよう、PROFECO に申立てることができる<sup>12</sup>。申立てが適切と認められる場合には、調停手続に進み<sup>13</sup>、調停が成立しない場合には仲裁手続へと移行する場合がある<sup>14</sup>。もっとも、仲裁手続は実務上あまり用いられていない。

消費者が調停手続を申立てた場合、サプライヤーは調停手続に参加し答弁等をする必要がある<sup>15</sup>。調停が成立しない場合には、消費者は裁判所において訴訟を提起することもできる。また、消費者はこのような調停・仲裁

<sup>8</sup> 法 2 条 1 号第 2 文

<sup>9</sup> 法 2 条 2 号

<sup>10</sup> <https://www.gob.mx/profeco/prensa/orienta-profeco-sobre-que-hacer-al-comprar-por-internet> 及び <https://www.profeco.gob.mx/tiendasvirtuales/index.html> も参照。

<sup>11</sup> 法 3 条、19 条、24 条 14 号、92 条 2 号、94 条、97 条、123 条第 3 文

<sup>12</sup> 法 99 条

<sup>13</sup> 法 101 条及び 111 条

<sup>14</sup> 法 116 条及び 117 条

<sup>15</sup> 法 112 条

手続を経ることなく訴訟を提起することもできる。

### (3) リコール

PROFECOは、特定の商品等が消費者にとって危険であると判断するときはサプライヤーにリコールを命じ、又は消費者に警告を発することができる<sup>16</sup>。この場合、PROFECOはサプライヤーに対し、当該商品の販売量やその地理的分布等の情報を提供するように要求できる<sup>17</sup>。消費者保護規則ではリコールを命じ又は警告を発する際の手続や考慮要素が定められており<sup>18</sup>、リコールの対象となる商品等や、リコール及び警告の内容も明確化された<sup>19</sup>。

### (4) 報告義務

サプライヤーは、自らの商品等が消費者の生命又は健康に危険を及ぼす可能性があると判断した場合、直ちに当局(原則として PROFECO であるが商品等の種類により異なる。)に通知しなければならない<sup>20</sup>。もともと消費者保護法も消費者保護規則も報告期限等について定めておらず、実務上可及的速やかな報告が要求されているのみである。また、消費者保護法も消費者保護規則も通知の様式等については規定していない。

### (5) クラス・アクション

メキシコでは、消費者の権利に関してクラス・アクションが利用可能である。PROFECO 等の特定の政府機関や非営利団体の他、30名以上の利害関係人(クラス・アクションの帰趨により影響を受ける者)を代理する者は、クラス・アクションを提起することができる<sup>21</sup>。利害関係人が勝訴による利益を享受するために、クラス・アクションにオプトインしなければならない場合もある。

PROFECOは現在進行中のクラス・アクションと既に解決したクラス・アクションの情報を公開している<sup>22</sup>。当該情報によれば、少なからぬ件数のクラス・アクションが実際に提起されている。

(注)本稿は、メキシコの法律事務所である [Basham, Ringe y Correa, S.C.](#) のメキシコ法弁護士である [Ana Eugenia Ocampo Pérez](#) 氏の協力を得て作成しております。

#### 【メキシコ】

弁護士 石井 淳

[jun.ishii@amt-law.com](mailto:jun.ishii@amt-law.com)

弁護士 西山 洋祐

[ynishiyama@basham.com.mx](mailto:ynishiyama@basham.com.mx)

※メキシコの Basham, Ringe y Correa, S.C. 法律事務所に勤務中

<sup>16</sup> 法 25 条の 2 の 7 号

<sup>17</sup> 法 25 条の 2

<sup>18</sup> 規則 18 条、70 条、73 条及び 75 条

<sup>19</sup> 規則 70 条、71 条、72 条及び 74 条

<sup>20</sup> 法 25 条の 2

<sup>21</sup> 連邦民事訴訟法( *Código Federal de Procedimientos Civiles* ) 585 条

<sup>22</sup> <http://acolectivas.profeco.gob.mx/>

## 2. 【韓国】重大災害処罰法

### 1. はじめに

韓国においては、重工業事業における従業員・従事者のガス窒息死亡事故、火力発電所における圧死事故、物流倉庫建設現場における火災事故等の産業事故・災害による死亡事故等や、製品又は設備の瑕疵に起因する死亡事故の発生などが社会問題として指摘されてきた。そこで、事業主、法人又は機関等が、運営する事業場等において「重大産業災害」を発生させた場合、及び「重大市民災害」を発生させた場合に、事業主、法人等の経営責任者及び法人等を処罰し、もって労働者を含む従事者及び一般市民の安全を確保し、企業の組織文化又は安全管理体制の未整備により生じる「重大災害」を未然に防止することを目的として、2021年1月26日に重大災害処罰等に関する法律(以下「重大災害処罰法」という。)が制定された。同法は、2022年1月27日に施行される。本号では、韓国における重大災害処罰法の概要について紹介することにする。

### 2. 重大災害処罰法の概要<sup>23</sup>

#### (1) 適用範囲

重大災害処罰法は、常時業務に従事する者が5名以上の事業又は事業場の事業主又は経営責任者等に適用される(第3条)。

#### (2) 「重大産業災害」の予防

重大災害処罰法は、「重大産業災害」を、労働災害<sup>24</sup>のうち、①死亡者が1名以上、②同一の事故により6か月以上の治療が必要な負傷者が2名以上又は③同一の有害要因により、急性中毒等、大統領令で定める職業性疾病者が1年以内に3名以上生じた災害と定義した上で、重大産業災害を防止するため、以下のとおり定めている。

すなわち、事業主又は法人・機関の経営責任者等は、事業主、法人又は機関が実質的に支配・運営・管理する事業又は事業場において、従事者の安全・保健上の被害又は危険を防止する義務がある(第4条)。

また、事業主、法人又は機関が第三者に請負、委託、委任等を行った場合、当該第三者の従事者に対する安全及び保健確保義務を負う(但し、事業主、法人又は機関が、施設、装備、場所等に対して実質的に支配・運営・管理する責任のある場合・範囲に限られる。)(第5条)。

その上で、事業主又は法人・機関の経営責任者等が、安全及び保健確保義務に違反して重大産業災害に至った場合、事業主、経営責任者等を処罰する(第6条)。また、法人又は機関の経営責任者等が処罰対象となる違反行為をした場合、上記に加えて、当該法人又は機関に対しても罰金刑を科す(第7条(両罰規定))。

#### (3) 「重大市民災害」の防止

重大災害処罰法は、「重大市民災害」を、特定原料又は製造物、公共施設又は公共交通手段の設計、製造、設置、管理上の瑕疵を原因として発生した災害で、①死亡者が1名以上、②同一の事故により2か月以上の治療が必要な負傷者が10名以上又は③同一の原因で3か月以上の治療が必要な疾病者が10名以上生じた

<sup>23</sup> 「重大災害」とは、「重大産業災害」及び「重大市民災害」を総称している。

<sup>24</sup> 産業安全保健法第2条第1号における定義に従っており、具体的には、「労務の提供を行う者が、業務に係る建設物・設備・原材料・ガス・蒸気・粉じん等により、又は作業その他の業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかること」をいう。

災害(重大産業災害を除く。)と定義した上で、重大市民災害を防止するため、以下のとおり定めている。

事業主又は法人・機関の経営責任者等は、生産・製造・販売・流通中の原料や製造物の設計、製造、管理上の瑕疵や特定の公共施設又は公共交通手段の設計、設置、管理上の瑕疵によるその利用者等の生命、身体の安全のために安全保健管理体制の構築措置を取るなど、安全及び保健確保義務を負う(第 9 条)。

事業主又は法人・機関の経営責任者等が、安全及び保健確保義務に違反して重大市民災害に至らせた場合、事業主、経営責任者等を処罰する(第 10 条)。また、法人又は機関の経営責任者等が処罰対象となる行為をした場合、上記に加えて、当該法人又は機関に対しても罰金刑を科す(第 11 条(両罰規定))。

#### (4) 懲罰的賠償

重大災害処罰法は、重大災害を惹起した事業主等の民事責任について懲罰的賠償責任を定めることにより、重大災害の防止を企図している。すなわち、事業主又は経営責任者等が、故意又は重大な過失により重大災害処罰法に定める義務に違反して重大災害を発生させた場合、当該事業主、法人又は機関は重大災害により損害を受けた者に対し、その損害額の 5 倍を超えない範囲で賠償責任を負う(第 15 条)。

#### (5) その他

重大災害処罰法は、政府自身の義務及び権限に関しても定めている。具体的には、政府に、重大災害の総合的な予防対策の策定及び施行並びに重大災害の発生原因の分析を義務付けている。また、政府は、事業主、法人及び機関に対して、安全保健管理体制の構築のための支援(施設の改善や保護装備購入の費用負担を含む。)、重大災害予防のための技術支援及び指導ができることとしている。さらに、政府は、上記の義務の履行状況や支援の状況を、半期ごとに国会所管の常任委員会に報告する必要がある(第 16 条)。

### 3. 今後の留意点

韓国において、人身事故が生じる危険を伴う事業活動を行う企業や、消費者等の生命又は身体を害する可能性のある原料又は製品を取り扱う事業活動を行う企業としては、重大災害処罰法の今後の運用も踏まえながら、同法上求められる安全・保健確保義務を遵守するよう一層細心の注意を払う必要があることに留意されたい。

#### 【韓国】

弁護士 龍野 滋幹

[shigeki.tatsuno@amt-law.com](mailto:shigeki.tatsuno@amt-law.com)

弁護士 曹 貴鎬

[kwiho.cho@amt-law.com](mailto:kwiho.cho@amt-law.com)

弁護士 李 直玟

[jikhyun.lee@amt-law.com](mailto:jikhyun.lee@amt-law.com)

### 3. 【インド】2019 年個人情報保護法案に関するアップデート(同法案に関する両院委員会報告書の提出)

#### 1. 国民議会両院で組織される委員会による報告書

インドでは、包括的な個人情報保護に関する法律として、2019 年個人情報保護法案(Personal Data Protection Bill, 2019: 以下「2019 年法案」という。)が、2019 年 12 月 11 日にインド国民議会(インドの国会)の下院(ロク・サバ)に上程されており、法案の審議状況が注目されていた。

同法案は、インド国民議会の両院で組織される委員会(Joint Parliamentary Committee: 以下「両院委員会」という。)において審議されていたが、2021 年 12 月 16 日、同委員会による報告書(以下「委員会報告書」という。)が両院に提出された。委員会報告書は 2019 年法案について、実質的な内容の変更を含む提言を行っており、2021 年情報保護法案(Data Protection Bill, 2021)の草稿(以下「2021 年法案草稿」という。)も、同報告書の別紙として両院に提出されている。

両院委員会による具体的な提言(Recommendation)には番号が付されており、その数は 93 にも及ぶ。2021 年法案草稿においては当該提言に沿った条項の修正案が示されている。もともと、かかる修正案は必ずしも委員会報告書における問題意識にすべて対応するものではなく、提言の中には今後の法律や施行規則の検討や実務における運用において対応されていくことを期待するような内容も含まれている。

以下では、委員会報告書中、特に重要と思われる内容を紹介する。

#### 2. 委員会報告書の主要な内容

##### (1) 「非」個人情報

両院委員会から提案された最大の変更点として、個人情報のみでなく、「非」個人情報(non-personal data)も、新法による規制の対象とするという点が挙げられる。これに伴い、法案の名称案も、「2019 年個人情報保護法案(Personal Data Protection Bill, 2019)」から「2021 年情報保護法案(Data Protection Bill, 2021)」に変更されている。

2021 年法案草稿において、「非」個人情報は、the data other than personal data と定義されているため、あらゆる種類の情報を捕捉しうる極めて広範な定義となっている。そのため、同法案草稿が、このまま法律として成立した場合、個人情報のみならず、あらゆる種類の情報が、同法による規制対象となる可能性がある。

##### (2) 越境移転

2019 年法案上、センシティブ個人情報(金融情報、健康状態、カースト・種族、宗教・政治的信条等のプライバシー性がより高い個人情報)については、越境移転は情報主体の明示的な同意が必要であり、以下の要件のいずれかを満たす必要があった。

1. 情報保護庁(Data Protection Authority)が承認する契約又はスキームによる移転
2. 特定の国、特定の企業体、国際機関に関する中央政府の承認(保護の十分性(adequate level)が要件)
3. 情報保護庁が特定の目的で移転を承認

この点、1. について、移転の目的が公共の福祉、公共政策に反する場合には、情報保護庁により当該契約又はスキームは承認されてはならない旨の規定の追加が提案されている。

また、両院委員会は、センシティブ個人情報の越境移転について、外国政府・当局に共有することを原則として禁止する旨の規定を追加することを提案している。

さらに、外国の法主体(entity)が既に保有するセンシティブ個人情報及び重大個人情報(critical personal data)(重大個人情報については、法案上、具体的な定義は無し)について、インドにミラーコピーが保持されるようにすることを提言している。

### (3) 未成年

未成年の個人情報に関する規定は 2019 年法案にも存していたが、委員会報告書は、さらに、専ら未成年の情報を扱う情報受託者(data fiduciary)の登録制度、成年(18 歳)となる際の同意取得に向けた 3 か月前の通知、オプトアウトされるか新規の同意が得られるまでのサービス提供の継続などを提案している。

### (4) 認証制度

委員会報告書は、情報セキュリティの観点から電子機器、IoT 機器について一定の認証機関による認証制度を設けることを提案している。

### (5) 段階的な施行

両院委員会は法律の段階的施行を提案している。具体的には、規制機関として創設されることが想定されている情報保護庁の創設、運用の開始、情報受託者の登録、その他の規定を先行して施行していくことを提示している。このような段階的施行は、インドの 2002 年競争法(Competition Act, 2002)などの施行の際にも見られたもので、事業者側の準備期間を確保するなどの観点から一定の合理性があると思われる。

## 3. 委員会報告書の意義

委員会報告書は、インドにおける包括的な個人情報保護規制の検討を前に進めるために待ち望まれたものであった。もっとも、その提案は、元の法案においては規制対象とされていなかった「非」個人情報をも規制対象とするかなり意欲的な提案であり、その他にも既存の法案に対する相当程度実質的な変更が少なからず含まれている。

より良い法案を検討する土台となる可能性もある一方で、規制対象を「非個人情報」にまで拡大したことで、法案の成立に向けた議論が長期化する可能性も少なからず存しているように思われ、今後のインド国民議会における法案の審議・検討の推移を注意深く見守っていく必要がある。

#### 【インド】

弁護士 琴浦 諒

[ryo.kotoura@amt-law.com](mailto:ryo.kotoura@amt-law.com)

弁護士 大河内 亮

[ryo.okochi@amt-law.com](mailto:ryo.okochi@amt-law.com)

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。  
弁護士 花水 康([ko.hanamizu@amt-law.com](mailto:ko.hanamizu@amt-law.com))  
弁護士 福家 靖成([yasunari.fuke@amt-law.com](mailto:yasunari.fuke@amt-law.com))  
弁護士 安西 明毅([akitaka.anzai@amt-law.com](mailto:akitaka.anzai@amt-law.com))  
弁護士 池田 孝宏([takahiro.ikeda@amt-law.com](mailto:takahiro.ikeda@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。